

史跡齋宮跡

整備基本構想

平成 8 年 3 月

三重県教育委員会
明和町教育委員会

目 次

I はじめに	1
II 現況と課題	
1 斎宮の歴史、既往計画、調査等	2
2 現況調査	5
3 現況特性と課題	6
III 基本構想	
1 基本方針	8
2 基本方向	8
3 史跡整備の方向	9
4 生活環境整備の方向	11
5 今後の方針	11

表・挿図目次

〔表〕 1 土地利用区分一覧（現行）	2
〔図〕 1 フロー	1
2 土地利用区分図（現行）	3
3 地区区分	7
4 整備ゾーンの設定	10
5 回遊ルート	10

I はじめに

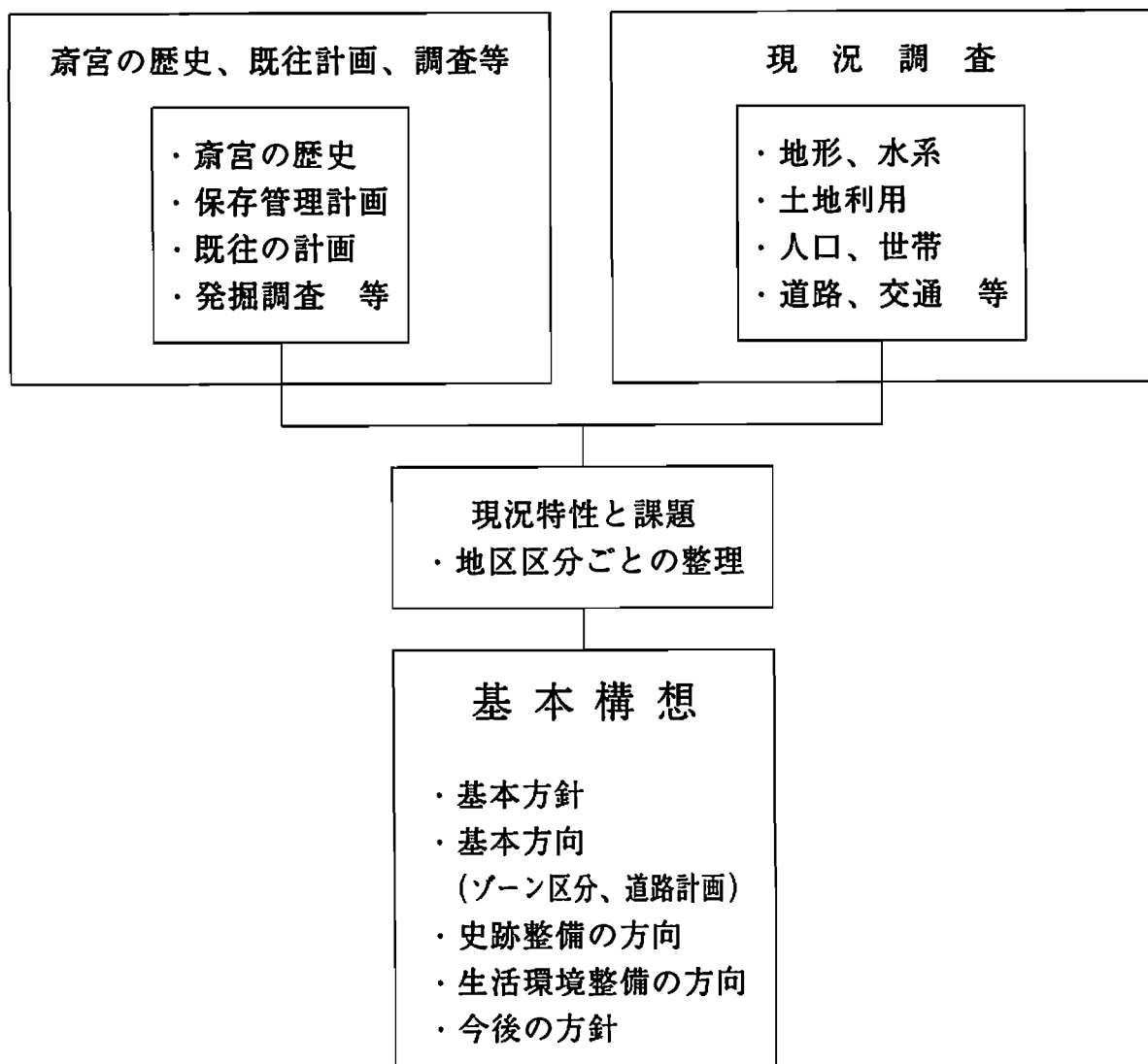
史跡「斎宮跡」では、その発掘調査が昭和45年の団地造成計画を端緒として、現在まで継続的に進められている。

この間、昭和53年12月には、県と町との覚書により、発掘調査と史跡整備については県が、史跡の公有化とその管理については町が実施すること等とされたほか、昭和54年3月に国史跡に指定されたことにより策定された「保存管理計画」（昭和54年度策定）に則って、斎宮歴史博物館の設置や、国の援助や住民の協力を得ての史跡の保護・保存等のための様々な事業が実施されている。

しかし、近年の発掘調査の結果、遺構全体の姿が次第に明らかになりつつあり、史跡整備の将来を見据えた保存管理計画の適切な見直しが必要となってきた。

この構想では、こうしたことをふまえ、史跡「斎宮跡」を中心とした地域の発展や町が実施する生活環境整備にも配慮しての史跡整備に関する長期的な方針を示すことを目的とする。

本構想は次のようなフローに基づいて策定した。



Ⅱ 現況と課題

1 斎宮の歴史、既往計画、調査等

(1) 斎宮の歴史

天武二年（674）年、天武天皇の皇女大来皇女（おおくのひめみこ）は皇祖神である天照大神の御杖代（みつえしろ）として伊勢に遣わされ、天皇に代わって祭祀に奉仕した。これが斎王制度の始まりであり、南北朝時代、後醍醐天皇の皇女祥子（さちこ）内親王までのおよそ660年間にわたって続いた。

この斎王のために造られた宮殿と、事務を取り扱う役所を総称して「斎宮」と呼んでいた。

(2) 保存管理計画の概要

史跡の管理団体である明和町は、昭和54年度に『史跡斎宮跡保存管理計画』を策定した。これは史跡斎宮跡を適切に保存、管理するための施策を明らかにすることを目的としている。ここでの土地利用区分については、今後の見直しを前提として、公有化地区、準公有化地区、準住宅地区、住宅地区に区分している。

その後昭和58年度には、当初区分をそれぞれ第1種～第4種地区とする見直しが行われ、これが現行の土地利用区分となっているが、その後の発掘調査の結果に基づき、通称中町裏地区12.5haの土地利用区分の見直しが検討され、現在町により地元住民との協議が行われている。

土地利用区分一覧（現行）

（平成8年3月29日改正）

土地利用区分	地区色分け	土 地 公 有 化	現 状 変 更	発 掘 調 査	史 跡 整 備
第 一 種 保 存 地 区		計画的に土地の公有化を行う。	史跡整備のために行う事業以外の現状変更は認めない。	計画的に発掘調査を行う。	発掘調査の結果等に基づき史跡整備の計画を樹立し、史跡整備を行い、積極的に整備を図る。
第 二 種 保 存 地 区		発掘調査の結果に基づき、保存上必要な箇所及び土地所有者から買収の要求願いがあれば公有化を行う。	発掘調査の結果重要な遺構、遺物が発見された場合は、現状変更を認めない。	計画的な発掘調査を行うほか現状変更の許可申請がなされた場合は、事前に発掘調査を行う。	公有化した土地については、発掘調査の結果等に基づき整備を行う。
第 三 種 保 存 地 区		現状変更が認められない場合等以外は原則として、土地の公有化は行わない。	道幅、環境をそこのなわらない範囲で原則として現状変更を認める。	同 上	同 上
第 四 種 保 存 地 区		同 上	同 上	家屋の全面的改築等の場合のみ、発掘調査を行う。	同 上

(3) 発掘調査、土地公有化の経緯

① 発掘調査

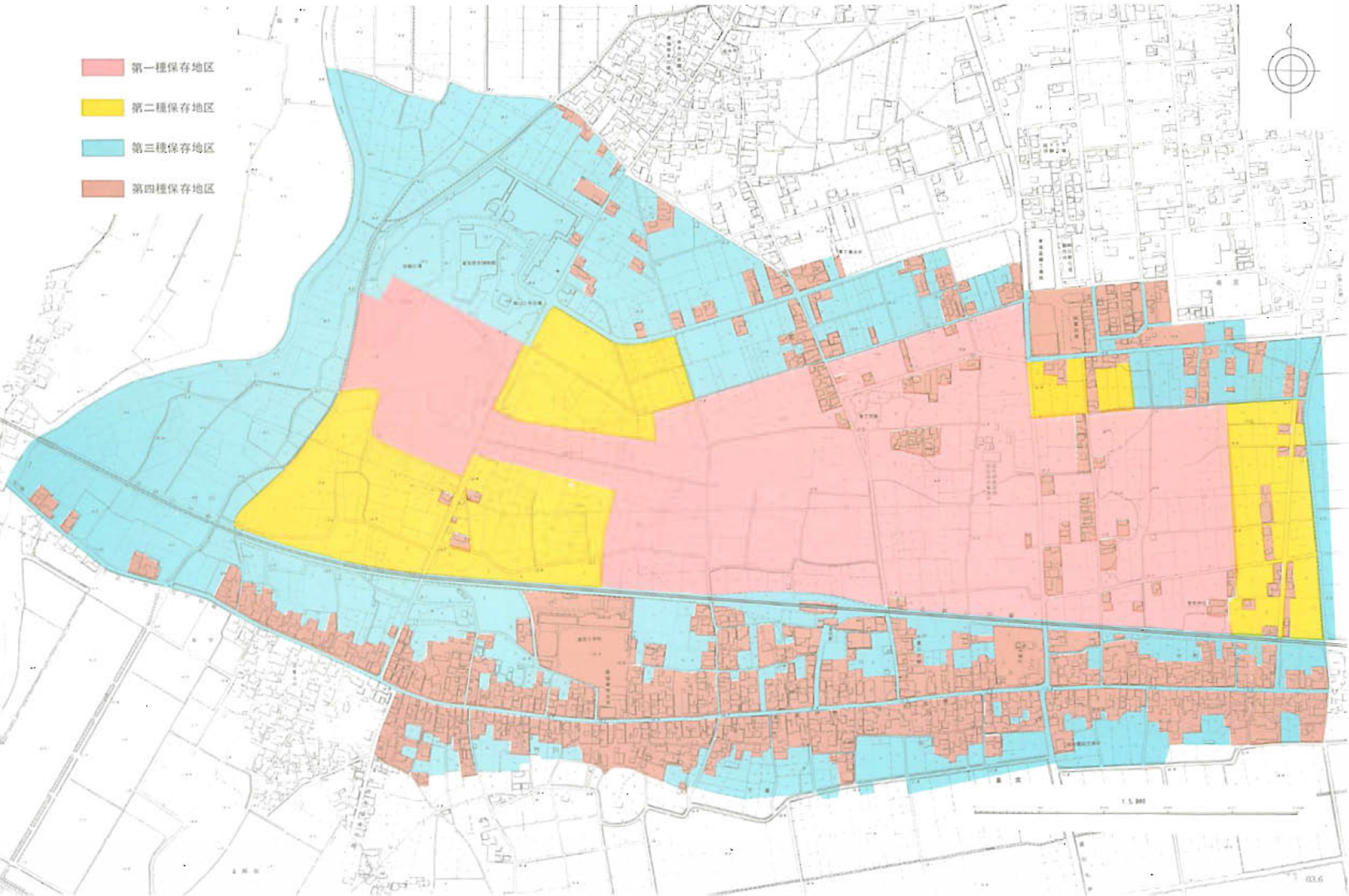
斎宮跡は、昭和45年度に開始された発掘調査により、古代・中世における国家と祭祀の関係を考えるうえで重要な遺跡として昭和54年3月27日に国史跡に指定された。その範囲は東西約2km、南北約700m、面積137.1haに及んでいる。

平成7年度末現在の調査面積は、178,548㎡に達しており（全体の13.65%）、近年では、年間3,000㎡前後の計画調査を継続中である。

調査の結果、斎宮跡の解明は順次進んでおり、なかでも史跡東部では一辺

史跡 齋宮跡

- 第一種保存地区
- 第二種保存地区
- 第三種保存地区
- 第四種保存地区



約120m四方の方形区画（7×4）によって構成される方格地割の存在が確認され、平安前期に限っては遺跡の中心となる区域と想定されている。さらに各区画内では、大規模な柵列とその中に配置された大型建物から斎宮跡の中核部ではないかと見られる地区の確認や、八脚門の検出など多大な成果が得られている。

② 土地公有化

史跡整備の前提となる土地公有化事業は、137.1haという広大な面積と町財政への配慮から、通常国80%、県・町各10%の補助率であるが、県はこれに5%上乗せして県15%、町5%とする措置を講じ、昭和54年度以来継続中で、平成7年度末現在では、220,432㎡（全体の16.78%）に達している。

斎宮歴史博物館およびその周辺部の53,886㎡については、町単費による公有化を行っており、平成7年度末現在での公有化総面積は274,318㎡（全体の約20.00%）となっている。

2 現況調査

(1) 地形、水系

本地域は標高が最高15m、最低8mの低台地に位置し、西側の字中垣内地区が最も高く、北東方向にゆるやかに傾斜している。

本地域内には本格的な排水路はなく、雨水は県道南藤原竹川線以西では一級河川祓川へ、それ以外は全て北東方向の二級河川笹笛川へ地形に沿って流入している。

(2) 土地利用等

土地利用の上では近鉄線の南側と北側で2つのタイプに分けることができ、南側では、県道伊勢小俣松阪線（旧参宮街道）沿いに住宅が集中している。また北側は、田畑を主とした地域で、杉・檜林、雑木林が点在している。なお、史跡の周辺部では、近年新規住宅の建設が増加してきている。

また、史跡内の祓川沿い及び南・東側には水田が広がっており、農振農用地に指定されている。

(3) 人口、世帯

明和町の住民基本台帳による、平成7年3月末日における人口は22,218人、世帯数は6,057戸であり、このうち史跡指定地内の人口は約2,000人、世帯数は約520世帯である。

(4) 道路・交通等

明和町北部を一般国道23号、南部を県道伊勢小俣松阪線（旧参宮街道）と県道鳥羽松阪線が東西に横断し、また近畿日本鉄道山田線が走り、そのほぼ中央に近鉄斎宮駅が位置している。さらに一般国道23号に通じる県道南藤原竹川線、県道田丸停車場斎明線、県道大淀港斎明線と、町道が縦横に走っている。

(5) 周辺の文化財指定等の概要

明和町の国指定文化財は、重要文化財1、天然記念物1、史跡2である。

この他に古墳も多く、画文帯神獸鏡を副葬した神前山古墳など丘陵地の一大群集墳は、南勢地域でも際立っている。

3 現況特性と課題

本史跡のこれまでの発掘調査結果、現在の土地利用形態、その他の現状から次のような地区区分を設定し、その特性と課題等を整理すると以下ようになる。

(1) 地区A

- ・ 計画配置された建物跡群を含む方格地割が確認され、平安時代前期の斎宮跡の中心部が存在した可能性が高い地区である。
- ・ 現行の保存管理計画の土地利用区分では、西側は主に第一種保存地区、東側では主に第二種保存地区となっている。
- ・ 東側（第二種保存地区）は、発掘調査がかなり進んでいるものの、公有地化は進んでいないため、さらなる公有地化の進捗が望まれる。
- ・ 現状土地利用は農地を基本に住宅が散在するという状況にある。
- ・ 東側の町道は、明和町の道路計画で補助幹線としての整備が位置づけられているが、この部分は方格地割内に入っており、遺構保存の観点から言えば、史跡外への付け替え等の検討が望まれる。

(2) 地区B

- ・ 方格地割とともに南側で八脚門跡や道路遺構が確認され、宮跡の南半と考えられ、地区Aと同様、計画的発掘調査の実施を検討すべき地区である。
- ・ 現行の土地利用区分では、第三種及び第四種保存地区となっている。
- ・ 宮跡の東南端が史跡指定地の外側になると推定される。
- ・ 本地区は旧参宮街道沿いの集落を中心とした地区であり、斎宮が存した時代とは異なるものではあるが、違った意味での歴史的形態が残されており、明和町でも歴史的町並み整備を想定している。
- ・ 明和町では、近鉄斎宮駅南口の駅前広場、周辺の商業地整備の構想があるが、遺構への影響が少ない工法とする等の配慮が必要であり、また規模やデザイン等についても、史跡整備の全体像との調整を図る必要がある。

(3) 地区C

- ・ 東側では方格地割及び古道が確認されている他、西側でも土器焼成壙等奈良時代の遺構の広がりが見られる。
- ・ 現行の土地利用区分では、第一種及び第三種保存地区となっており、公有地化がかなり進んでいるため、「斎王の森地区」や「上園芝生広場」といった整備も進められている地区である。
- ・ 現状土地利用はほとんどが農地で、西側には緑地も見られる。
- ・ 近鉄斎宮駅に接しており、公有地化済みの地区等を中心に遺構保全を考慮した史跡へのエントランスとしての整備が必要である。

(4) 地区D

- ・ 発掘調査はあまり進展していないが、史跡現状変更に伴う調査で、「水司鴨」の墨書土器等の重要な出土品が知られている。

- ・ 現行の土地利用区分では、主に第三種保存地区になっている。
- ・ 近年、町道塚山線（歴史の道）の整備が実施され、一部住宅の集積も見られる。
- ・ 宮跡の周辺部に位置し、史跡外の一般市街地との境界としての位置づけがなされる地区である。

(5) 地区 E

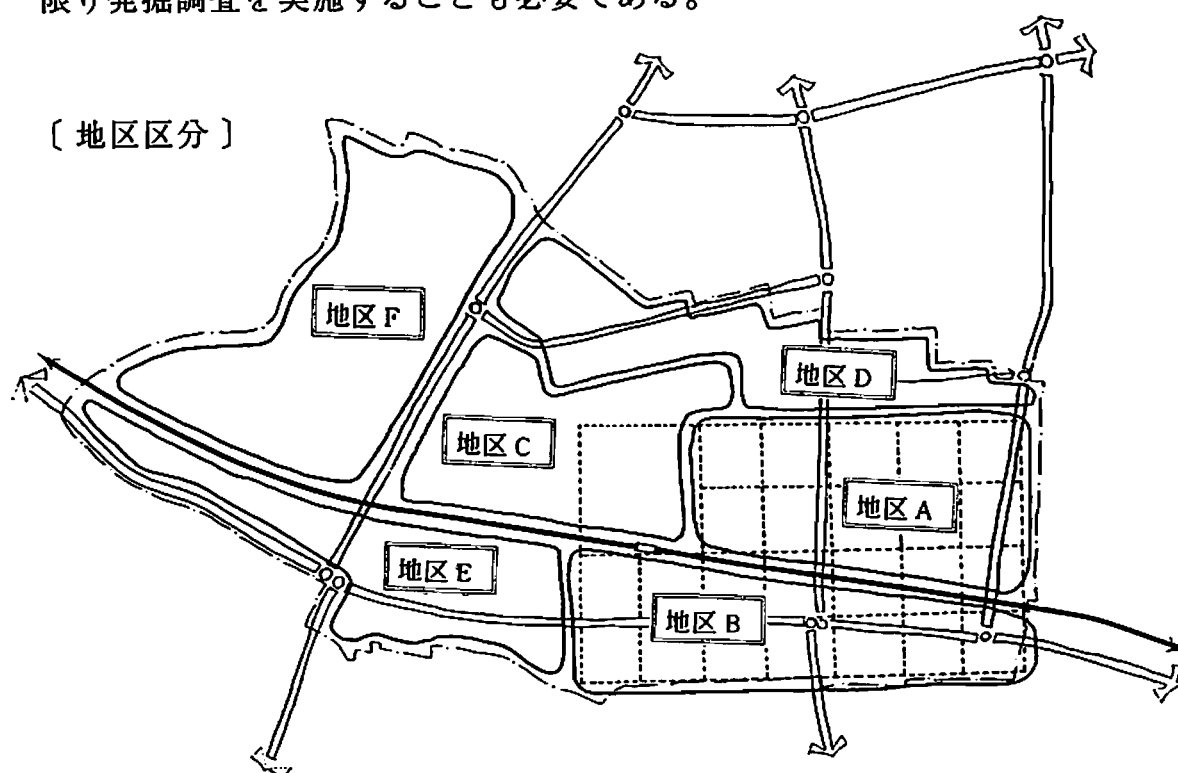
- ・ 住宅地であるため発掘調査はあまり進んでいないが、斎宮小学校改築に伴う調査で、四脚門等の重要な遺構が確認されている。
- ・ 現行の土地利用区分では、第三種及び第四種保存地区となっている。
- ・ 地区 B と同様、旧参宮街道沿いの歴史的形態が残された集落地区であり、明和町の歴史的町並み整備の構想がある。

(6) 地区 F

- ・ 特に南側に飛鳥・奈良時代の遺構や遺物が多く発見されている。
- ・ 現行の土地利用区分では、第一種及び第三種保存地区となっており、「斎宮歴史博物館」「古里ひろば」等の施設整備がなされている地区である。
- ・ 現況土地利用は、前記施設の他は祓川沿いの農地（基盤未整理）及び樹林地であり、これらの自然を生かした「地域コミュニティの核」として、田園景観を保全していくことが望まれる地区である。

(7) 史跡指定区域外

- ・ 史跡指定区域の外側、特に南及び東側の現況土地利用は農地（基盤整備済みの水田で農振農用地指定がなされている。）であるが、史跡に隣接しており、史跡に対する緩衝地帯としての機能を有する区域として、何らかの保全策が望まれる。
- ・ 斎宮から伊勢神宮への官道や方格地割が存在する可能性もあるため、可能な限り発掘調査を実施することも必要である。



Ⅲ 基本構想

1 基本方針

- (1) 史跡斎宮跡は、我が国の古代・中世史の中で政治・宗教・文化及び伊勢神宮に関連する他に例をみない史跡である。したがって、広域的かつ国民の歴史的遺産であり、その保護が県民としても重要な課題であると同時に、史跡指定地内には多数の住民の生活が現存するという認識に基づいて、長期的な基本構想を策定するものである。
- (2) 的確な学術的調査の進展を推進することを基本とし、かつ遺構の保護を図り、歴史的遺産の継承を図るため適切な史跡の保存・管理を進めることが重要である。今後の史実の解明に合わせて、基本構想も必要かつ的確な見直しを行うべき性格のものとする。
- (3) 史跡斎宮跡の整備は、史跡の特徴と現状をふまえ、単に斎宮の歴史にとどまらず、歴史的遺産への理解を広げるために、整備を行うものとする。整備の方向は、史跡と地域の生活環境との調和を図りつつ、地域のまちづくりに寄与するものとする。
- (4) 史跡斎宮跡整備は、地域社会の安定化と活性化に寄与し、地域住民など関係者の協力を得て進められることが望ましい。今後、史跡整備等を進めるため、基本構想に基づいて、発掘調査、史跡整備事業を具体化するとともに、史跡現状変更にかかる許可基準を検討するものとする。

2 基本方向

本史跡全体をサイトミュージアム（史跡公園）として位置づけるとともに、地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分を設定する。

(1) サイトミュージアムとその考え方

この構想においては史跡全体の特性をふまえ、斎宮跡をサイトミュージアムとして一体的に整備することを目指し、具体的な事業の検討あたっては、「斎宮らしさ」があふれ、歴史を迫体験できることに配慮するとともに、個々の遺構の特性等をふまえ、「遺構等に忠実な学術的整備」と「ランドスケープ（造園）による演出的整備」の使い分けに留意する。

また、「地域の活性化につながる史跡整備」を実現するために、斎宮駅南側も含む史跡全体として来訪者等を受け入れられる体制づくりを考慮する。

(2) ゾーン区分

各地区の特性に応じてゾーン区分を設定し、各ゾーンごとの整備を想定する。

なお、史跡周辺については、明和町全体のまちづくりの方向を踏まえることを前提としつつ、斎宮跡整備との調和を図ることとする。

(3) 道路計画

この構想の基本方針をふまえ、史跡保存と地域の生活環境の向上並びにサイトミュージアムの充実のため、史跡内における通過交通が減少するような道路網計画を想定する。

3 史跡整備の方向

基本方向に基づき、次のようなゾーン区分を設定し、各ゾーンごとの整備の方向づけと事業内容を想定する。

なお、事業の具体化にあたっては、事業内容に応じて適切な事業主体により実施する。

(1) 「遺構の学術的整備ゾーン」

近鉄線北側（地区A）については、発掘調査の結果や公有地化の進捗に合わせ、区画道路や掘立柱建物群の遺構を中心とした学術的整備（遺構の表示等）を図る。

- ・ 公有化等の条件が整った段階での、区画道路遺構の表示や掘立柱建物の復元的整備を含む遺構の表示等

(2) 「遺構の活用・演出的整備ゾーン」

史跡のエントランス部分に位置する斎宮駅北側（地区C）では、斎宮の歴史や文化を体験・学習するため、遺構を活用した演出的手法による整備を図る。

- ・ 史跡全体の1/10縮小模型の整備
- ・ 古道の表示、緑陰（藤棚等）の設置
- ・ 斎王の森（既存）や斎宮にちなんだ花苑、水のゾーン、上園芝生広場の拡充整備等

(3) 「歴史的まちなみゾーン」

旧参宮街道の沿道集落（地区B及び地区E）については、地域住民の理解と協力のもとに、遺構の保全を前提とした整備を図るとともに、その歴史的町並み景観にも配慮しつつ、文化的・近代的な生活環境整備を図る。

- ・ 八脚門の遺構表示や区画道路遺構等の整備、旧参宮街道沿道の修景、竹神社（既存）の保全
- ・ 斎宮駅南口及び周辺の整備、サイクリングポートの設置等

(4) 「集落地区整備ゾーン」

北側の集落地区（地区D）については、史跡にふさわしい景観の維持・形成に配慮しつつ、発掘調査の成果を踏まえて、生活環境の向上を図る。

- ・ 国道23号等により史跡を訪れる人を中心に史跡の北口としてサイクリングポートの設置等

(5) 「ふるさと景観整備ゾーン」

史跡指定地西北部（地区F）については、「斎宮歴史博物館」や、「古里ひろば」を中心とした、「地域コミュニティの核」としての整備を図るとともに、その西側に広がる田園風景の保全を基調としたふるさと景観の整備を図る。

- ・ 斎宮歴史博物館及び古里ひろば（整備済み）を中心とした緑豊かなふるさと景観の形成、文献に見られる薬草の栽培、親水空間（明和町で計画）の整備等

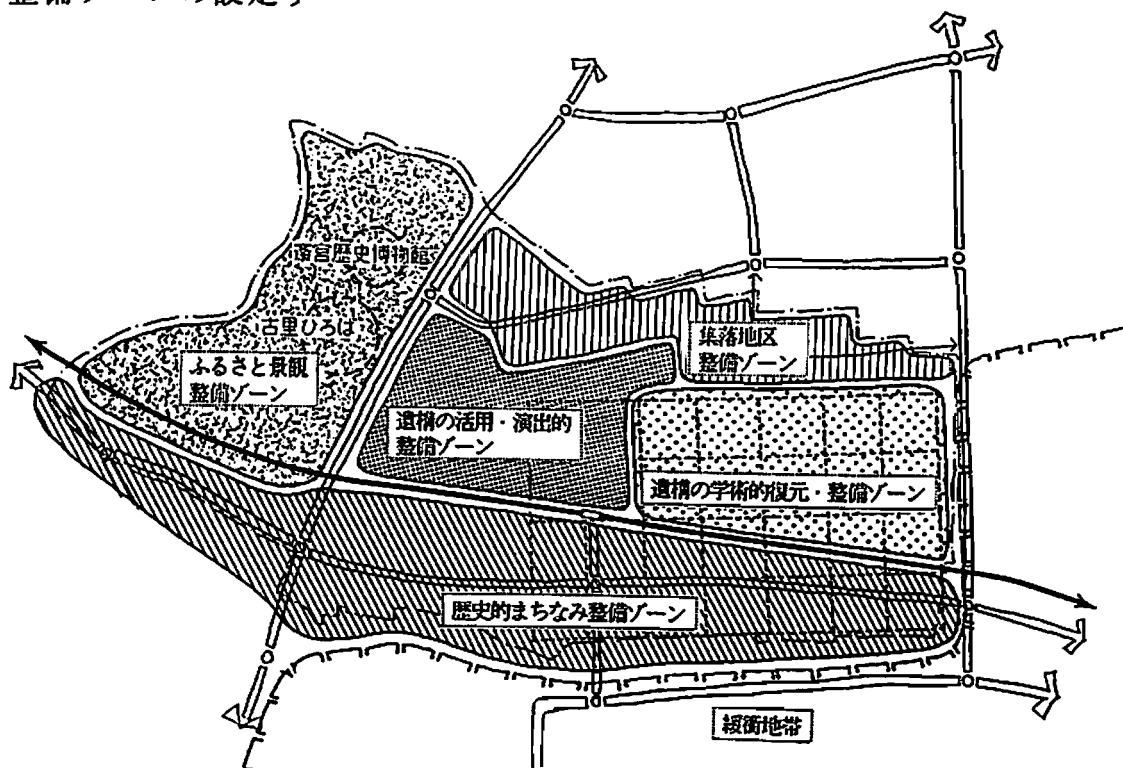
(6) 各ゾーンのネットワーク

地域の活性化を考慮し、これまでに示したサイトミュージアムを構成する各整備地区の位置等をふまえ、歩行者（来訪者）及び自転車の回遊ルートを設定

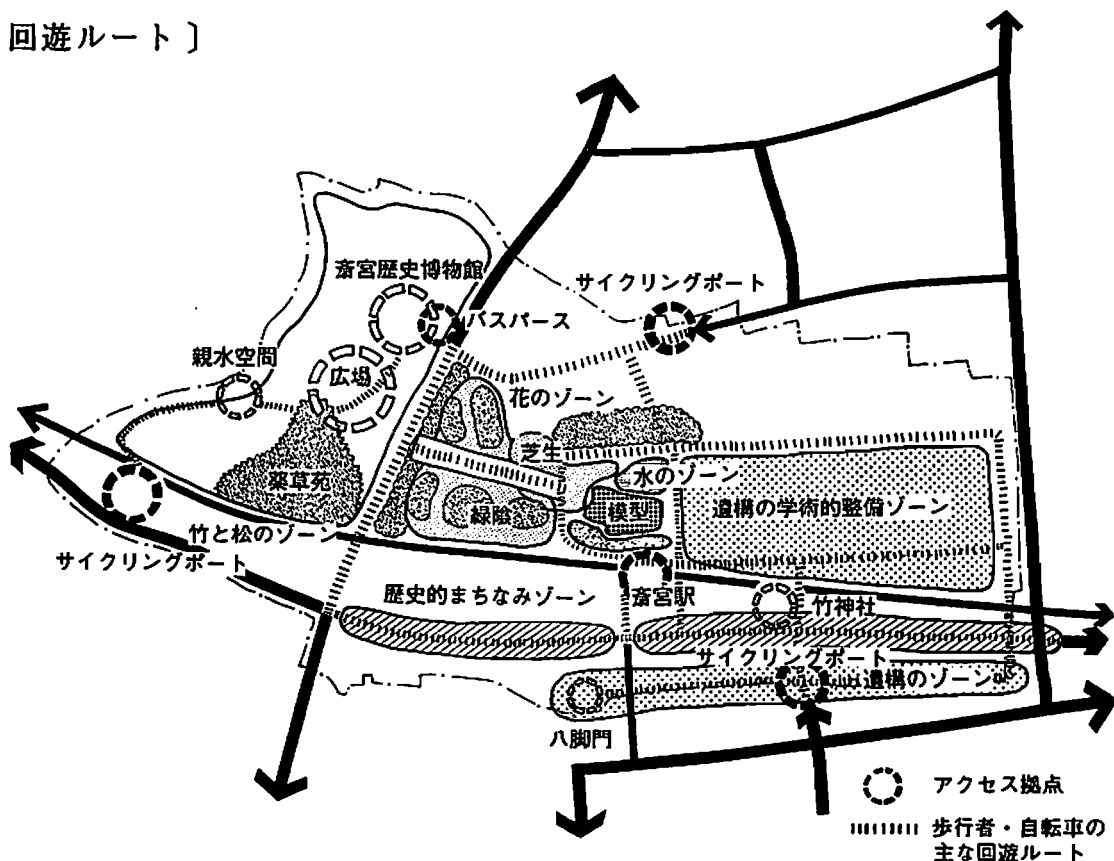
定し、史跡の出入口にあたる場所には、来訪者の便宜を図るためサイクリングポート等の設置をすすめる。

- ・ 斎宮駅を起点として駅南口から「歴史的町並み整備ゾーン」を経て北側へ向かうルート等。

〔整備ゾーンの設定〕



〔回遊ルート〕



4 生活環境整備の方向

(1) 生活環境整備の考え方

遺構の保護を中心としつつ、「快適な住宅地」としての環境整備を図ることを基本とする。具体的な内容の検討にあたっては、各ゾーンの保全・整備の考え方をふまえ、適切な事業主体による、各ゾーンに応じた施設整備を想定する。

(2) 生活環境整備の内容

① 道路等の整備

幹線道路網の配置は史跡を囲む形態とすることにより、史跡内の通過交通は減少し、サイトミュージアムとしての環境とともに、住宅地としての生活環境を向上させる考え方とする。

「歴史的まちなみゾーン」の旧参宮街道については、前記のとおり沿道集落の修景と調和した整備の検討も必要である。

また「集落地区ゾーン」では、整備がなされた町道塚山線（歴史の道）を地区の幹線とし、その他生活道路の舗装、側溝等の整備の促進を図る。

② 上下水道

水質保全及び生活環境の改善を図るため、上下水道及び排水路の整備を促進させる。

また、一部既存の排水路を修景・整備することも検討する。

③ 公園等

サイトミュージアムを構成する諸施設は、来訪者はもとより基本的に住民に開かれた（利用を想定した）性格のものであり、これらの整備の進展が地域の生活環境の向上にもつながるものとする。

また、住民の憩いの場として、沿道集落の後背地等の適切な位置に遺構の保護を兼ねて、地域住民が気軽に利用できる小規模なコミュニティスポットやふれあい広場の整備も図る。

5 今後の方針

(1) 整備実施計画と事業化

① サイトミュージアム

県は、早期に本構想の実現に向けた「整備実施計画」等の策定を行い、特に整備効果が大きくかつ土地公有化が進んでいる「遺構の活用・演出的整備ゾーン」のうち斎宮駅北側の地域においては、史跡全体の1/10模型を中心として、地域の環境保全に配慮した整備を実施する。

なお、他のゾーンでも条件が整った場合、芝生広場等の暫定的整備も必要に応じて実施する。

② 生活環境整備

- ・ 史跡内の公園・排水路・道路等の整備については特に史跡周辺・生活ゾーンに及ぼす影響を配慮した実施計画とし、その促進を図る。
- ・ 整備の事業内容に応じて県・町はその対応を積極的に検討し整備を図る。

(2) 保存管理計画の見直し

・ 土地利用区分の変更

発掘調査の結果、重要な遺構が確認されている地区については、史跡保護の観点から土地利用区分の見直し等を検討し、住民の理解と協力を得ることを前提に具体化する。

なお、平安時代前期の宮跡南東角と推定される部分等は、史跡指定範囲からはみ出す可能性が高いため、その取り扱いについて今後検討する必要がある。

・ 現状変更許可基準（建築、開発行為等のガイドライン）等の検討

史跡区域内においても、一定の建築等が想定されるが、遺構の保護を基本としつつ、これらに対する現状変更許可方針と許可にあたっての史跡としての景観と調和する建築物のデザイン等に関するガイドラインの検討が必要である。

(3) 構想の実現に向けて

① 発掘調査・土地公有化

史跡斎宮跡は、これまでの発掘調査によって次第に明らかになりつつあるが、今後もさらに発掘調査を進め、より正確な全貌解明に努める。

また、整備に当たっては原則的にその事業化以前に発掘調査を実施する。

土地公有化については、本構想に基づく保存・整備の方向と保存管理計画書との整合性を図りつつ進める。

また、土地利用区分の見直しとも合わせ、県・町とも地域住民の理解と協力を得ることにも努めていく。

② 維持・管理

本構想に基づく史跡整備事業の進展により増加が見込まれる見学者対策をも考慮して適切な維持・管理に努める。

(4) まとめ

・ 構想実現に向けた法制度等の活用等の検討

構想に示された整備及び保全の内容を担保するにあたっては、関係する様々な法制度や補助金制度等の適切な運用を図る。

・ 住民の理解と協力体制の構築

本構想の実現化を図るためには、何よりも地域住民の理解と協力によるところが大きく、このため、この構想の趣旨・内容等について、そのコンセンサスを得るよう努めていく。

・ 関係行政機関、民間企業等による連携、協力体制の構築

この構想は、史跡整備と地域住民の生活環境整備の調和をめざしたものであり、その実現にあたっては、まず、県と町とが緊密な連携を図り、国、民間企業も含めた協力体制を積極的に構築することが必要である。